

■平成 28 年度 第 1 回企画展

平成 28 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで、「大阪府庁が建てられた時代 大正時代の大阪～郡役所の廃止～」をテーマとする企画展を開催しました。

大阪府庁本館が竣工した大正時代、大阪府は現在の民生委員制度の前身となる方面委員制度を立ち上げ、増大し続ける行政事務に対応するために大手前庁舎の新築を行いました。さらに、三部経済制と郡役所の廃止も行い、財政負担を公平化するとともに、行政機構の効率化を図りました。第 1 回企画展は、このような大正時代の様子を公文書館の行政文書から振り返りました。



「郡役所廃止一件」〔B1-0059-19〕

本資料は、明治 11(1878)年の郡区町村編制法によって設置された「郡」という行政区画が、大正 15(1926)年に廃止された際に作成された事務文書書類の綴りです。

大正 12 年 4 月、郡制が廃止され、郡長・郡役所は、自治体としての性格を失い、行政官庁として存続することになりました。しかし、自治体としての性格を失った郡長・郡役所の必要性は、ますます低下し、同 15 年 6 月 4 月の閣議決定により、郡長・郡役所は、廃止されることになりました。



「三部制廃止二閣スル一件」〔B1-0059-28〕

三部経済制は、明治 14 (1881) 年 2 月、太政官布告第 8 号の「三府神奈川県郡部会規則」により導入されました。これは、東京・京都・大阪三府および神奈川県では、府県会を区部（都市部）会・郡部（農村部）会に分けるというものでした。

明治 11 年の「地方税規則」では、地方税を区部・郡部（都市一農村）を問わず一様に徴収する規程となっていました。これによって、府県全域にわたる行政費は、府県会で議論し、都市部のことは区部で、農村部のことは郡部で議論することとなりました（例えば、道路が未整備の農村の道路整備に要する費用を都市域の住民が負担するのはおかしい、都市部で不足する緑地公園整備費を農村住民が負担するのはおかしい、といったもの）。

大正期に入ると、第一次世界大戦を契機に日本資本主義が発展し、文化・インフラ整備が進展するなか、都市農村の境界線が現実的に曖昧になり、区部・郡部の分離が却って、議決機関内において各部の利害対立を引き起こし、自治体の隣保相助、共存共栄を損ない、国益に反するという趣旨で、三部経済制は廃止されました。

大阪府の三部経済制の廃止は大正 14 年 4 月 1 日で、神奈川（昭和 2 年）、京都・広島（昭和 6 年）、東京（昭和 7 年）に先立つ最も早い時期の廃止でした。